

# 新しい 地域連携薬剤師研修制度 開始のお知らせ

- 2021年8月から施行される地域連携薬局の認定申請に必要な薬剤師の研修制度を創設し、3月から受講受付と研修を実施いたします。
- 薬局運営に係る今回の法改正の意義、地域包括ケアにおける薬局・薬剤師の活動などを内容とし、示唆に富む厚生労働省の説明も含まれています。
- 地域連携薬局該当薬剤師のみならず、幅広く薬剤師の研修等にご利用いただきたく、紹介いたします。

問い合わせ先

日本保険薬局協会	専務理事	皆川
	研修担当	木地

# スケジュール等と期待する受講者像

## (スケジュール)

- 機関決定 定例理事会（2020.11.20）において、実施決定協議済み
- コンテンツ 1月中に作成、2月半ばまでに録画、録音  
2月中にウェブ講義システムにアップ
- システム構築 申込・管理システム要件については検討済み、1月中に発注済み  
2月中に完成、システムテスト
- 対外アナウンス 1月末（省令、通知発出後）HPで対外アナウンス  
2月ブロック会議で概要紹介  
2月ホームページで受講受付準備状況公表
- 申込受付 3月初旬開始
- 受講開始 3月中にスタート

## (対象等)

- 対象 主たる対象を会員企業とし、調剤アシスト研修と同様企業による申込奨励  
受講者には、将来、健康サポート薬局研修の受講を奨励
- 拡張性 個人や非会員企業にも参加呼びかけ  
研修コンテンツの内容(厚生労働省講演、薬機法改正説明、地域連携の重要性等)に鑑み、  
認定薬局申請の薬局薬剤師以外の者にも広く受講呼びかけ  
新人研修や幹部研修への活用促進

# 本研修全体の構成

## 1. はじめに・・・地域連携薬局研修について(約30分)

- ① 本研修の対象
- ② 本研修趣旨、背景、
- ③ 本研修の特徴(健康サポート薬局研修との関係)
- ④ 薬局の機能分化、特に、健康サポート薬局と地域連携薬局を中心に
- ⑤ 薬機法改正とその経緯(認定薬局を中心に)
- ⑥ 薬局機能分化と医療機関の機能分化
- ⑦ 本研修全体の構成

## 2. 第一部 厚生労働省講演・講義(約50分)

- ① タイトル ……地域医療構想と地域包括ケアシステムはつながる
- ② 副題 ……人口と疾病の動向をつかんだ今後の医療と介護の在り方
- ③ 目次
  - i. 人口構造の変化に伴う地域社会の構造変化
  - ii. 死亡数、死因、死亡場所
  - iii. 高齢者と疾病
  - iv. 地域包括ケアシステムと地域医療構想
  - v. オンライン資格確認等システムの稼働とデータヘルス改革
  - vi. 高齢化するアジア
  - vii. 変化している高齢者像

# 本研修全体の構成

## 3. 第二部 ウェブ講義とワーク、ケーススタディ(約120分)

① タイトル ……地域包括ケアシステムにおける多職種間の連携と薬剤師

② 目次

i. 地域包括ケアシステムについて

a. 地域包括ケアシステム「5つの構成要素」

b. 地域包括ケアシステムのイメージ

c. 地域包括ケアシステム構築の流れ

ii. 当該地域の地域包括ケアシステムの現状調査

a. 地域包括支援センターの業務

b. 地域包括ケアシステムに係る職種

c. 地域包括ケアシステムにおける薬局の役割

(ワーク1)人口構成の把握、ニーズと特徴の把握

(ワーク2)地域包括ケアシステムの事例の把握

(ワーク3)地域包括ケアシステムMAPの作成

iii. 相談応需、多職種・機関との連携ロールプレイ

(ワーク4)ケーススタディ1、2

## (背景)

2019年12月の薬機法改正により、2021年8月1日より、地域連携薬局が創設され、その認定申請が開始される。都道府県によっては、8月1日に先立って申請書受付の準備を進めている（東京都からの情報）。

薬機法上以下4分類の要件が地域連携薬局の認定に関し定められ、具体的な内容は省令、通知に委任されている。

1. 構造設備要件（利用者の心身の状況に配慮したもの）
  2. 情報共有体制要件
  3. **患者に安定的に薬剤を供給するための調剤、販売業務体制要件**
  4. 在宅調剤、情報提供、指導要件
- 省令に委任された認定要件の概要について、他の薬局機能の届出要件等と比較して一覧したものが次ページである。
  - 職員の研修要件については、上記3に基づいて委任された省令の規定によるものであり、一段とハードルが高いものになっている。

## 地域連携薬局の要件の認定要件と健康サポート薬局、地域支援体制加算届け出要件の比較

要件	健康サポート薬局（2016.02） （保健所への届出 手数料なし）	地域連携薬局（2021.08.01） （都道府県の認定 手数料毎年約1万円）	地域支援体制加算（2018.04） （調剤報酬 厚生局への届出 手数料なし）
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プライバシーへの配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プライバシーへの配慮</li> <li>・ 高齢者、障害者の円滑利用構造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プライバシーへの配慮</li> <li>・ 高齢者、障害者の円滑利用構造</li> </ul>
開局時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日連続した開局、土日いずれか4時間以上</li> </ul>	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日8時間以上、土日一定時間以上、週45時間以上の開局</li> </ul>
時間外対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開店時間外の相談応需体制</li> <li>・ 休日及び夜間の調剤応需体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左に同じ</li> </ul>
販売体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要指導医薬品等（基本的な48薬効群を備蓄）、介護用品等の取扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麻薬の調剤応需体制</li> <li>・ 高度管理医療機器等の販売体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,200品目以上の医薬品備蓄</li> <li>・ 麻薬小売業者の免許取得</li> <li>・ OTCを販売していること</li> </ul>
その他体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康サポートを実施する上での地域における連携体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の医療機関との情報連携（報告、連絡）、他の薬局との情報連携、医薬品提供体制</li> <li>・ 無菌製剤処理を実施できる体制</li> <li>・ 医療機器、衛生材料提供体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副作用の報告体制</li> <li>・ 健康情報拠点としての役割</li> </ul>
薬剤師 （含む研修）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健サポ研修を修了し<b>5年の実務経験</b>を有する薬剤師の常駐（<b>実質2名以上</b>）</li> <li>・ かかりつけ薬剤師1人以上※週32時間勤務,1年在籍,3年経験、研修認定、地域活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>1年以上勤務している常勤薬剤師の一定数以上の配置（半数以上）</b></li> <li>・ <b>地域包括ケアに関する研修を修了した常勤薬剤師の一定数以上の配置（半数以上）</b></li> <li>・ <b>全ての薬剤師に対する地域包括ケアに関する研修の計画的な実施</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かかりつけ薬剤師1人以上※週32時間勤務,<b>1年在籍,3年経験</b>、研修認定、地域活動</li> <li>・ 管理薬剤師が週32時間勤務,1年在籍、5年経験</li> </ul>
研修 （再掲あり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健サポ研修を修了し、5年の実務経験を有する薬剤師の常駐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括ケアに関する研修（健サポ研修）の修了証常勤薬剤師の半数以上の配置</li> <li>・ 全ての薬剤師に対する地域包括ケアに関する研修、又はこれに準ずる研修の計画的な実施（外部研修が望ましい）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬学的管理指導に係る職員等研修の実績及び計画</li> <li>・ 外部の学術研修の受講</li> </ul>
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅医療の実績があること</li> <li>・ 健康サポートの取組み実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括ケア構築に資する会議への継続的参加</li> <li>・ 情報提供一定程度（月平均30回以上）の実績</li> <li>・ 在宅医療一定程度（月平均2回以上）の実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の多職種と連携する会議参加1回以上/年</li> <li>・ 情報提供を行った回数12回以上/年</li> <li>・ 在宅医療の実績12回以上/年</li> <li>・ プレアボイドの報告実績</li> </ul>

## (研修に関する法令規定の内容 省令、局長通知 2021.01.22と01.29)

### 省令第10条の2 (地域連携薬局の基準等 2021.1.22)

- 3-8 当該薬局に勤務している**薬剤師の半数以上が**、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。
- 3-9 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する**すべての薬剤師に対し**、一年以内ごとに、**前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせている**こと。

### 局長通知 (2021.1.29)

- 3-8 **地域包括ケアシステムに関する研修については**、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」において、技能習得型研修の研修項目に「地域包括ケアシステムにおける他職種連携と薬剤師の対応」が、知識習得型研修の研修項目に「地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例」が含まれていることから、**当該要綱に基づき研修実施機関から健康サポート薬局に係る研修を修了した者として修了証の交付を受けた常勤の薬剤師が本規定の基準を満たす者として取り扱うこととする。**
- 3-9 地域連携薬局は、同項8号に基づき研修を修了した薬剤師のみならず、当該薬局に勤務する他の薬剤師も地域包括ケアシステムに係る内容を理解した上で業務に携わることが適当であることから、当該薬局に勤務する薬剤師に対して、**地域包括ケアシステムに係る内容が学習できる研修を毎年継続的に受講させることを求めたものである。**当該研修については、外部研修が望ましいが、薬局開設者が従業員に対して自ら行う研修でも許容するものであり、**あらかじめ実施計画を作成するとともに、研修実施後は、日時、参加者等に係る記録を保存しておくこと。**

## (新たな研修の特徴) 健サポ研修との関係、内容、費用、実施方法、修了証

- 求められているものは、「地域包括ケアに係る研修」であり、当該薬局の半数は健康サポート薬局研修の修了（修了証）が求められている。
- これについては、法案作成時に、協会、政治連盟が既存の健康サポート薬局の利用を強く求めてきた成果である。
- 加えて、全ての薬剤師に上記に準ずる研修の実施が薬局開設者に求められる。
- 前記「準ずる研修」について新たな研修として、健康サポート薬局研修に含まれる地域包括ケアに係る部分を切り出し、ウェブで受講できるようにシステム対応して実施する。
- 研修修了者には「地域連携薬剤師研修修了証」を交付し、認定の際に活用していただく。
- 地域連携研修修了者には、将来健康サポート薬剤師研修を受講してもらうよう奨励する。
- 研修受講管理と申込管理のシステム構築し、認定申請手続き用のデータ提供を提供。

## (費用等)

- コンテンツのシステムアップと受講管理、申込管理システム構築費用は協会負担。
- 受講費用は健康サポート薬局研修と同様、管理費用のみとし、研修費用は請求しない。
- 健康サポート薬局研修受講費用の半額以下とし、本研修受講者が健康サポート薬局研修を受講する場合、同研修の受講費用は本研修の受講費用を控除した額とする。
- 会員、非会員問わず募集する。



## (新たな研修の特徴 2) 認定あるいは認定更新について

- 省令10条の2 3-9については「地域包括ケアに係る研修又はこれに準ずる研修」を
  - 一年以内ごとに、計画的に受けさせていること。
  - 地域包括ケアシステムに係る内容が学習できる研修を毎年継続的に受講させることを求めたものである。
  - あらかじめ実施計画を作成するとともに、研修実施後は、日時、参加者等に係る記録を保存しておくこと。
- 
- これらの具体的手続き、認定（更新）申請様式などは今後通知等で明らかにされるとともに、都道府県ごとに対応が決められると思います。
  - 今回実施する研修の受講者には、ウェブ講義システムにアクセスするID、パスワードが配布されそれを利用し受講します。
  - また、今回受講終了後は、修了証が交付されます。
  - 今回研修を修了した上で、仮に認定申請時あるいは更新時に毎年の研修受講計画が求められる場合、皆様にはID,パスワードを利用し、毎年本研修の全部又は一部にアクセスし、必要な部分を受講するという計画を立てていただき、それをもって実施計画にすることを検討していただければと思います。
  - いずれにしても、本件申請の具体的方法につきましては、今後都道府県で決められますので、それに従い対応をお願いいたします。

## 健康サポート薬局研修・地域連携薬剤師研修の関係 1

### 健康サポート薬局研修

(22時間eラーニング+8時間集合研修)

- ① Eラーニング
- ② webラーニングⅠ・Ⅱ (健康サポート機能)
- ③ webラーニングⅢ (地域包括ケア機能)
- ④ 集合研修 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)

### 新しい 地域連携薬剤師研修

(全体で4時間程度のウェブラーニング)

- ① webラーニング地域包括ケア
- ② 地域包括ケアに関する厚生労働省講演・解説
- ③ 先進事例の検討(web研修)
- ④ 事例研究(webワーク)
- ⑤ 薬機法改正の意義等

それぞれに修了証授与

- この地域連携薬剤師研修受講者が将来健康サポート薬局研修を受講する場合、健サポ研修受講費用は、本来の費用(会員6600円)からこの研修の受講費用(会員2200円)を控除した金額、4400円となる。
- 本研修の研修内容は、健康サポート薬局研修の技能Ⅲ(地域包括ケア)に関する部分をウェブ講義用に改修したものに、厚生労働省の講演と今回の薬機法改正の意義等の内容を加えたものである。
- 前記により、薬機法第6条の2に基づく薬機法施行規則第10条の2第3項第9号の「地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修」に該当するものとする。

## 健康サポート薬局研修・地域連携薬剤師研修の関係 2

### 健康サポート薬局研修

(22時間eラーニング+8時間集合研修)

#### 技能Ⅰ (1時間)

- ①健康サポート薬局の社会的位置付けの説明  
理念、施策、制度、背景
- ②健康サポート薬局のあるべき姿に関する演習

#### 技能Ⅱ (4時間)

- ①薬局利用者の状態、状況把握
- ②利用者のニーズと解決策の提案  
受診勧奨、OTC、生活習慣、
- ③相談対応後のフォローアップ

#### 技能Ⅲ (3時間)

- ①地域の医療・保健・介護・福祉資源の現状  
調査と説明
- ②薬局利用者健康保持・増進、医療介護等相談対応  
適切な職種・機関への紹介
- ③地域包括ケアシステムと各職種・機関との連携  
薬剤師としてあるべき連携

### 地域連携薬剤師研修

(全体で4時間程度のオンデマンドウェブラーニング)

#### はじめに (30分)

- ①地域連携薬局研修の対象
- ②地域連携薬局と薬剤師研修実施の背景、趣旨、特徴
- ③薬機法改正とその経緯
- ④薬局の機能分化と医療機関の機能分化

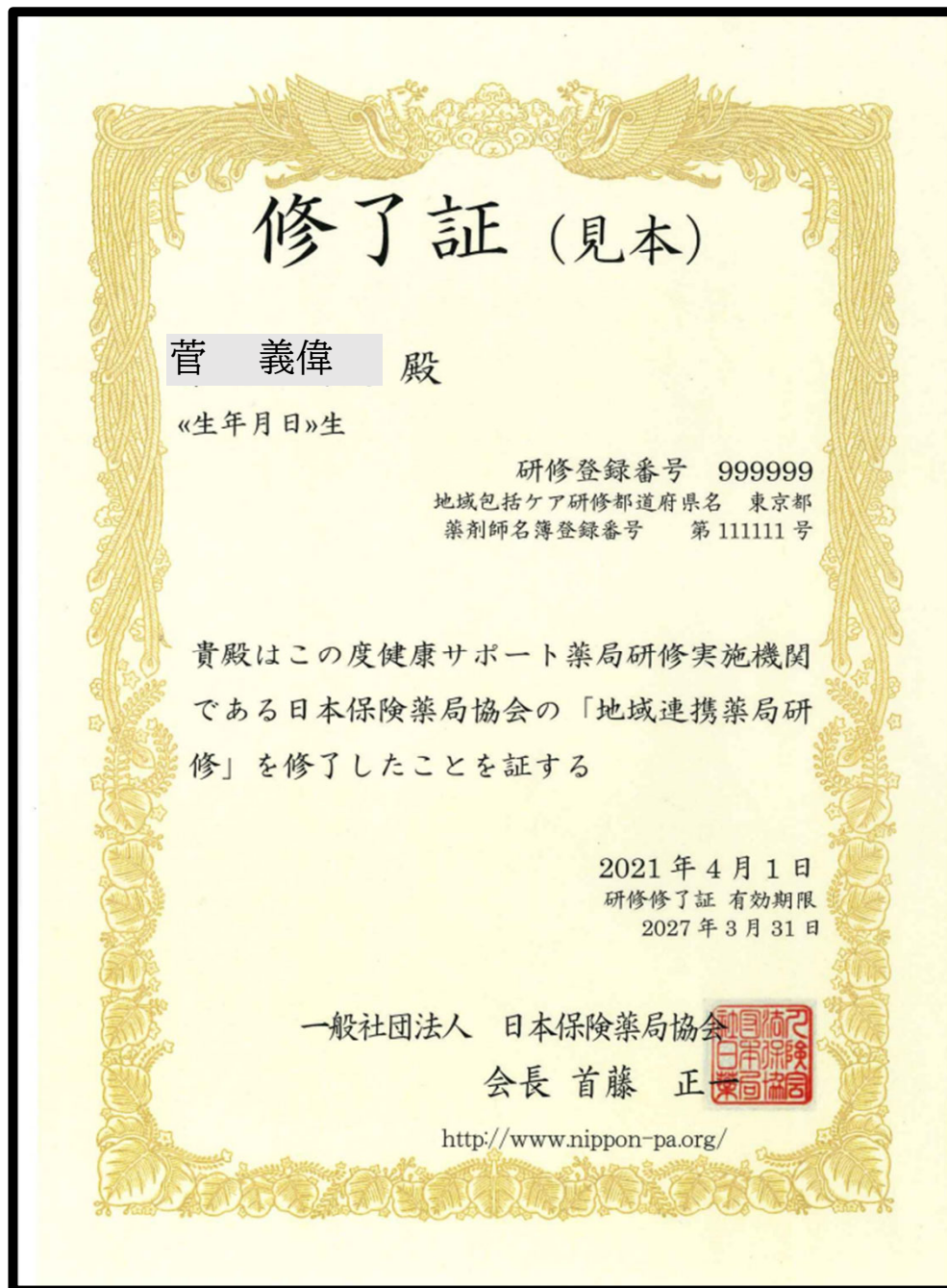
#### 第一部 厚生労働省の講演・講義 (50分)

- 「地域医療構想と地域包括ケアはつながる」  
(人口と疾病動向をつかんだ今後の医療と介護の在り方)
- ・人口構造の変化に伴う地域社会の構造変化
  - ・死亡数、死因、死亡場所、高齢者と疾病
  - ・地域包括ケアシステムと地域医療構想
  - ・変化している高齢者像

#### 第二部 地域包括ケアにおける他職種間連携と薬剤師

- ①地域の医療・保健・介護・福祉資源の現状  
調査と説明
- ②薬局利用者健康保持・増進、医療介護等相談対応  
適切な職種・機関への紹介
- ③地域包括ケアシステムと各職種・機関との連携  
薬剤師としてあるべき連携

交付される修了証の見本



サイズA4たて